

砺波市告示第47号

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

砺波市長 上田 信雅

地域の類型	当てはめる地域
A	砺波市の区域のうち、平成24年4月1日において都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	砺波市の区域のうち、平成24年4月1日において都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	砺波市の区域のうち、平成24年4月1日において都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域